

# 死刑の制度と実態

牧野 淳史

(小川賢治ゼミ)

## 1 さまざまな死刑の問題

現在の日本では、死刑制度がとられている。主に殺人で、犯行の罪質、動機や殺害の手段方法の執拗性や残虐性、殺害された被害者の数、社会的影響、犯人の年齢、前科、犯行後の情状などを慎重に考察し、その罪責が重大で極刑がやむを得ないと認められれば、死刑の判決が下される。

非人道的な行為をした人間には、非人道的な罰を下すべき、といういわゆる「死刑は正義」であるという死刑賛成派の考えと、死をもって人を裁く方が非人道的である、という死刑反対派の意見は分かれている。賛成反対それぞれ、他の意見もたくさんあり、どちらが正しいともいえず、死刑賛否の議論は平行線をたどっており、難しい問題となっている。

また、日本だけではなく世界的にも死刑の問題は大きく、国によってその考え方はさまざまである。日本と同じように死刑制度を設けている国もあれば、死刑制度を設けておらず、廃止している国もある。また、表面上は死刑制度はあるものの、実質的にはもう死刑を行っていない国も多い。世界各国でこのように死刑に対しての処置が分かれているということからも、死刑賛否が極めて難しい問題であるということがうかがえる。

また、死刑には冤罪という、あってはならないことや、死刑囚を担当、そして死刑を執行する刑務官の苦悩も大きな問題点である。

我々が日常生きている中ではあまり想像のつかない死刑。一番苦しんでいるのは死刑囚によって傷つけられた被害者やその遺族であるのは間違いないと思うが、それ以外にも苦しんでいる人たちは数多くいる。死刑の存置撤廃だけではなく、死刑というものをもっと議論する必要があるのではないか。

## 2 日本の死刑制度の概要

まず日本の死刑制度の概要についてだが、死刑は現在の罪刑法定主義に基づく、近代の法体系においてはもっとも重い刑罰で、非常に重い罪に対して適用される。別称として極刑という呼ばれ方もする。また、一般的な認知度は低いが、受刑者の自由を奪う懲役などを自由刑と呼ぶ。死刑は刑によって生命を奪うため生命刑という呼ばれ方もされている。

最近の死刑判決の数だが、ここ数年の内では増加傾向にあるといえる。ただ、昔の方が死刑判決の数は多く、幼児の誘拐や殺人などの凶悪犯罪はすぐに死刑になるケースが多かった。しかし、現在では主に複数の人間を殺害した場合にしか死刑にならないケースが多い。近年において、1名を殺して死刑になる場合は、よほど社会に対して影響を与えた事件であるといえるだろう。

少年に対しての判決が慎重なのも特徴で、成人が起こした事件に比べると、かなり軽い判決が出る場合が多い。これには批判も多く、今の日本の少年に対する刑罰は甘すぎであり、もう少し重くして、罪の意識を持たさなければ少年事件が減少することはないのではないかという意見も根強く、被害者遺族の感情を考えると刑罰は重い方がいいという世論もあり、わずかながら少年に対する刑罰も重くなりつつある。

刑事訴訟法では、死刑判決から6ヶ月以内に死刑を執行するという決まりがあるが、実際は判決を受けてから執行されるまで平均約7年という現実がある。長いものでは数十年かかる場合もあり、問題視されている。池田小児童殺傷事件では死刑執行が異例の早さで行われたとニュースで話題になったが、それでも判決から死刑執行までは1年を要している。

また、1989年11月から1993年3月までの長期間、死刑はまったく執行されなかった。その間に就任していた4人の法務大臣が執行命令書にサインしなかったためであるが、このような長期間死刑が執行されなかったのは近年で初めてであった。1993年に法律学者の三ヶ月章が新しく法務大臣に就任し、「裁判所が真剣に三審まで裁判をやったのを、最後の段階で刑の執行をしないということは刑事訴訟法の精神に反する」との考えを持ち、同年3月にいきなり3人の死刑を執行した。このように死刑執行は法務大臣の考えによって大きく左右されてしまうのである。

死刑執行までの期間が長ければ長いほど被害者や遺族だけではなく、死刑囚本人も苦しむことになり、改善が必要との声が上がっている。再審などの期間は6ヶ月に含まれないためにこのような長期間になってしまうのだが、数十年も毎日死刑執行の可能性があるという日々が続くのは、精神異常をきたす場合も多い。これは、「死刑」という刑罰と違う刑罰をさらに別に与えているのと同じであり、こうなってしまう根本の原因はやはり、日本の裁判はかかる時間が長すぎるといえる。

### 3 死刑への賛否

#### 3 - 1 死刑への世論

日本人は死刑に対して賛成の意見と反対の意見どちらが多いのであろうか。2004年に政府が実施した世論調査によると、実に81.4%もの人たちが、「死刑はやむを得ない」と回答している。過去の世論調査を見ても、7回とも全て6割以上の人が死刑に賛成であると答えているので、日本では死刑賛成の人が過半数を超えているのは間違いないといえるだろう。また、1980年以降は毎回死刑賛成の割合が上昇しており、1980年から2004年の約25年間で死刑に賛成する人の割合はなんと約20%も増えている。

しかし、興味深いデータもあり、79.3%の人が死刑に賛成している1999年の世論調査で、「将来的に死刑はどうするか」の質問で、「将来も存続」と答えた人は56.5%にとどまり、「条件が整えば廃止」と答えた人は37.8%と数字はかなり近づいている（「わからない」と答えた人が5.7%）。こ

の数字は、死刑はこのまま存在していいのかということ、ぼんやりながらも考えている人が多いという証拠であろう。

#### 3 - 2 死刑への賛成意見

基本的には死刑賛成の意見は、イコール死刑の目的となる場合が多いのだが、目的としてまず挙げられるのが、死刑が存在することによる犯罪への抑止効果である。つまり、これから罪を犯そうとしている人間に対しての威嚇である。人間は誰だって死にたくはない。だから、捕まって死刑になるなら罪を犯すことはやめようということである。言い換えれば、死刑とは見せしめなのである。

しかし、抑止効果があるといわれてはいるものの、正確な裏付けはなく、統計学でも証明できず本当に抑止効果があるかは定かではない。また、死刑があるから殺人を思いとどまるには、犯行前における程度の理性が求められるが、犯行時において殺人者の多くはすでに理性を失っているという考えもある。つまり、死刑が有効なのは、「殺人したいが死刑はいやだ」という殺人嗜好者だけであるということである。一方で、死刑になるために殺人を犯すという者も少数ながらおり、死刑が犯罪抑止へとつながっているのかを結論付けることは非常に難しくなっている。

死刑の目的としてのもうひとつの大きなものは被害者の加害者への報復心である。死刑制度がなくなってしまうと、犯人は無期懲役となり、いつかは外の世界へと戻ってくる。そうになると、特に被害者が殺されている場合は被害者側からすると許しがたい感情になってしまう。善が死に、悪が生きるといえるのはどう考えても納得がいかないだろう。死刑判決の出る被害者の多くは殺されており、被害者は殺されたのだから犯人は死をもって償うべきだというシンプルなこの考えは、8割にも上る死刑賛成の世論を大きく動かしているといえることができるだろう。

特に殺人の場合は、いくら賠償金を払われても殺された被害者は戻ってこない。そのため死刑でしか被害者感情は報われないという意見が多い。殺人に対する償いは、もはや死刑でしかありえないともいえる。死刑制度がもし廃止されてしまうと、許しがたい殺人犯も外の世界に戻ってくるこ

とになる。これには被害者側は耐え難い感情が湧いてくるのは当然であろう。被害者の気持ちというのは、本人たちにはわからない。ただ悲しいだけでなく、毎日毎晩いろいろなことを考えてしまい、精神面に苦痛をきたして、とてもではないが元の暮らしに戻ることができないといった遺族も数多くいる。犯人の1秒も早い死を願うのは、ごく自然な感情である。

また、死刑賛成の他の理由を挙げていくと、死刑で犯罪者を排除することによって社会を防衛することができる、ということが挙げられる。これは死刑判決を下した理由として、更正の余地が見られず、再犯の可能性も高いということを裁判で裁判長がよく言うが、殺人を犯した人間や、かなり危険な考えを持っている人間を、死刑できずにもう一度社会に放つということは、社会に危険を及ぼす可能性を含んでいる。それを防ぐためにも死刑というものが必要であるとする考え方のことである。

死刑を廃止してしまうと、死刑に代わる刑が見つからないというのも現状である。終身刑という選択肢もあるが、終身刑は経費がかかり、死刑より終身刑の方が人権を侵害し残酷であるという意見もあり、終身に及び拘禁は完全な人格崩壊の危険性も持っている。また、終身刑だと囚人が死ぬまで何十年もかかるため、食事代などの経費がかかる。そのお金は国民の税金から出るわけであり、死刑に反対する人でも終身刑には賛成しにくいのではないと思う。死刑は人権を侵害し残酷であるという反対意見があるが、死ぬまで檻の中に入れている方が非人道的で、死刑の方がまだ囚人側にとってもいいだろうという反論もある。

端的に言うと、死刑廃止は世界では進んでいるのかもしれないが、日本では慣習・歴史に合わないということもできる。確かに日本の慣習などを考えた場合、日本では終身刑というものはあまり受け入れられないように思える。

また、法秩序を維持する上でも、死刑の威嚇は有効であり、必要悪であるということができるとい意見もある。これは、死刑というのは残酷であるということ認めながらも、では死刑にしないのならどうするのだ？という疑問の簡単な答えではないかと思う。死刑は必要悪であり、仕方な

いのもかもしれない。

これらの理由を考えると、同意できる理由が多く、日本の世論で死刑賛成が8割にも上っているのも納得できる。日本の社会と世論を考えると、死刑がなくなる可能性というのは、現段階ではかなり低いと考えることができる。

### 3 - 3 死刑への反対意見

一方で、死刑反対の意見はどうかというと、こちらも同意できるものが数多くある。まずやはり死刑というものは残虐である。人が人の命を奪うということは、やはり死刑という理由でも許されていいのかと考えてしまう。死刑は国家による殺人であり、法的な殺人ということが出来るが、人間が人間を殺すということを合法化してもいいのかという意見も強い。人権尊重などが強く叫ばれる昨今においては、なおさら死刑というものは現代的ではないのではないかと思う。

また、死刑は世界に残った最後の蛮行であるとも言われている。実際、フランス、ドイツ、イタリア、スペイン、スウェーデン、ノルウェー、トルコ、カナダ、メキシコ、オーストラリア、フィリピンなどの多くの国がすでに死刑を廃止している。日本では死刑賛成の世論が根強いですが、なんらかのきっかけによって死刑反対へと傾いていく可能性もあるだろう。

死刑賛成の理由として被害者感情が収まらないというのがあるが、犯人の死刑を望まない遺族も存在する。遺族側が生きて償ってほしいなどと考えるものであり、その遺族の意思に反して死刑を行ってしまうのはどうかという考えもある。死刑などの刑罰は被害者や遺族のために存在するというのもでき、遺族が望んでいない死刑を行ってしまうのは、間違っているのかもしれない。

また、死刑の一番の問題点ともいえることは、死刑を執行してしまうと、もう後戻りはできないということである。死刑囚が本当に犯人だったかどうか、つまり冤罪の可能性というものはどんな事件にも存在する。どんなに頭脳明晰な裁判官も人間であり、間違った判決を下してしまう可能性は十分にある。もし冤罪のまま死刑を執行してしまったら、それこそ国が人殺しをしたということになり、国家は取り返しのつかない、極めて重大

な責任を負うことになる。

死刑囚が無罪となり釈放されたケースもあり、その元死刑囚は「70人くらいの死刑囚を見送ったが、5人ほど無罪を訴える死刑囚がいた」という証言をしている。しかし、どれだけ訴えても死刑囚の再審はなかなか認められないという実態がある。

また、一つの意見として、殺した者は殺されるべきであるという報復の考えは正義であるといえるのだろうか、という意見もある。生命の尊さは殺人者に対しても認めるべきであり、むしろ国家は死刑を廃止することによって、生命の尊さを示すべきであるという考え方である。

死刑をしてしまうと、更正の可能性も、被害者側に謝罪の意を示すこともすべてできなくなってしまう。犯人の命とともにすべてを奪ってしまい、その一連の事件について「片付けてしまう」ということが死刑の悪い点であるように思える。

これは死刑囚に限らず、逮捕された容疑者すべてに言えることであるが、厳しい取調べによって、警察の言いなりで自白させられていることが少なからずあるということも問題となっている。日本の裁判では被疑者の自白が大きな意味を持っており、客観的証拠よりも重く評価される傾向にある。しかも一度自白をしてしまうと、後の裁判で否認してもめったに認められることはない。23日以内に起訴・不起訴を決めるという決まりがあるため、警察は23日以内に自白を得ようと躍起になるのである。一度起訴さえしてしまえば、99.8%は有罪判決が下されるというデータもある。

そのため、弁護士の接見を妨害したり、接見しても15分しか面会時間を与えないなどして、被疑者を孤立させようとするのである。そして毎日10時間以上にもわたる長時間の取調べで容疑者を心身ともに疲弊させ、半ば無理やり自白させようとする。日本において黙秘権というのは形骸化してしまっており、黙秘する者は警察官と検察官によって激しく非難され、保釈の許可が下りないなどのさまざまな不利益を被ることになる。そして、脅迫ともいえるような取調べで、殺すつもりはなかった(傷害致死)のに、殺意があった(殺人)ことにされたり、突発的に殺してしまったのに以前から計画していたことにされるなど、不利な自白が

作られていることもある。警察の厳しい取調べから逃れたいために、警察の言いなりになって供述調書の作成に応じてしまうのである。

また、マスメディアにも問題があり、警察が被疑者を逮捕すると、裁判を待たずに犯人確定というような悪意に満ちた報道をし、さらに被疑者を追い詰めるのである。このようなことによって、死刑になってしまうということが起こっている可能性も否定できず、死刑は廃止すべきという考えもある。この問題は死刑の危険性をよく表している。

### 3 - 4 死刑への賛否、まとめ

死刑というものは必要悪かもしれないが、誤判の可能性を考えるととても危険な行為のように思える。また、我々死刑とは「無縁」の一般人のたちは、「悪い者が死刑になるのはやむを得ない」と論じていれば、それだけで正義が実現したようになり、または被害者の仇討ちを助けてあげたといった安心感を得ているのかもしれない。このことを踏まえて、国は死刑のことについてもっと議論が必要であろう。

また、このように死刑の賛否が分かれ、意見がたくさん出るのもそれだけ人の命が尊く重い証拠だと思う。死刑ですべての区切りをつけるということは後味の悪い気もする。しかし、昨今の凶悪な事件を見ていると、死刑というものはこの国にはなくてはならないものなのかもしれない。

## 4 死刑に関する法律

### 4 - 1 死刑に関する規定

あまり一般的には知られてはいないが、日本の法令で死刑が規定されている、つまり「死刑になる犯罪」は17の罪状のみと決められている。その罪状とは、内乱罪の首魁、外患誘致罪、外患援助罪、現住建造物放火罪、激発物破裂罪、現住建造物侵害罪、自動車等転覆致死罪、往來危険自動車転覆致死罪、水道毒物混入致死罪、殺人罪、強盗致死罪、強盗強姦致死罪、爆発物使用罪、決闘による殺人罪、航空機強取等致死罪、航空機墜落致死罪、人質殺人罪の17である。つまり、これに当てはまらない窃盗罪などでは、何度繰り返そうとも死刑になることはない。



補足を加えると、内乱罪の首魁とは、国の統治機構を破壊し、またはその領土において国権を排除して権力を行使し、その他憲法の定める統治の基本秩序を壊乱することを目的として暴動をする罪のことである。また、外患誘致罪とは、外国と組んで国家を攻撃・転覆させようとする行為のことである。決闘による殺人罪とは、本来は江戸時代の仇討ちを規制するものであったが、現代では暴走族等のタイムンを取り締まれる法律となっている。

違いがわかりにくいものとして、自動車等転覆致死罪と往来危険自動車等転覆致死罪があるが、前者は直接自動車等に危害を加えた場合に適用され、後者は線路への置き石などで間接的に自動車等に被害を与えた場合に適用される。もう一つ違いがわかりにくい罪状として、航空機強取等致死罪と航空機墜落致死罪があるが、前者はハイジャックの際に人を殺した場合に適用され、後者はハイジャックして飛行機を墜落させた場合に適用される。

内乱罪の首魁や外患誘致罪は、人を殺さなくても死刑になることがあるということから、極めて悪質な犯罪であるということがわかる。特に、外患誘致罪は唯一、死刑以外の刑罰を定めておらず、もし外患誘致を行った場合は主犯、従犯にかかわらず必ず死刑となる。ただし、戦後では内乱罪の首魁と外患誘致は起こってはいない。

なお、現住建造物侵害罪、水道毒物混入致死罪、爆発物使用罪、決闘による殺人罪、航空機強取等致死罪、航空機墜落致死罪、人質殺人罪はこれまでほとんど適用されたことはない。また、強盗致死罪を犯しての死刑が最も多く、次に多い殺人罪での死刑と合わせて全体の98%を占めている。

#### 4 - 2 死刑に関するその他の法律

死刑に関してはさまざまな法律が定められており、一例を挙げると、死刑は監獄内において絞首して実行する（刑法11条）、死刑の言い渡しを受けた者は、執行に至るまで監獄内に拘置する（刑法11条2項）、死刑の言い渡しを受けた女性が懐胎している場合は、法務大臣の命令によって執行を停止する（刑事訴訟法479条2項）、などがある。また、監獄法71条2項によって、死刑は祭日や12月31日～1月2日は執行しないと規定されている。

日曜日も慣習により死刑は行っていない。

刑事訴訟法475条により、日本で死刑執行を決めることができるのは法務大臣のみと決められているが、刑事訴訟法448条により、死刑囚側が再審を請求し、これが認められ再審が決定すると死刑執行を命じることはできなくなる。また、刑事訴訟法475条2項によって、死刑の判決が出てから6ヶ月以内に死刑の命令を法務大臣は出さなくてはならないが、これも再審の請求や、恩赦の出願などがあると6ヶ月の算出から除外される。

多くの死刑囚が、死刑判決が出てから何年も死刑が執行されないのはこのためであるが、法務大臣の心理的影響や、死刑廃止論などの理由から6ヶ月が過ぎてもなかなか死刑が執行されないという現状も多く、法を守る立場の法務大臣が法律を破り形骸化させているという問題点もある。

## 5 死刑の現場

死刑判決を受ける人間は、主に殺人という死刑になるような非人道的行為を犯したのだから、厳しい言い方をすれば同情の余地はないと言い切ることもできる。しかし、死刑を受けるのが人間なら、死刑を行うのも人間であり、死刑を執行する側の人たちにはとても同情してしまう。なぜなら、彼らは間接的ではあるものの、人を殺さなければならぬからである。

### 5 - 1 死刑執行まで

死刑が確定すると、ほとんどの死刑囚は、24時間監視カメラで撮影されている独居房での生活となる。そして執行されることを知らされるのは当日であり、家族にのみ執行があったことが後日伝えられる。このように社会と隔離されて日本の死刑囚は存在し、社会と隔離されて日本の死刑は執行されていくのである。

### 5 - 2 死刑の流れ

法務大臣が死刑を命令すると、まずその死刑囚が拘置されている拘置所に死刑執行の命令書が到着する。なお、日本には処刑場のある拘置所は全国に7ヶ所ある。拘置所の所長は刑事訴訟法476条により、その命令書が届いてから5日以内に死刑を執行しなければならない。死刑囚に死刑執行

を伝えるのも所長の仕事である。

そして、死刑の執行へとなるが、まず死刑囚がカーテンで仕切られた部屋に入り、最後のひととき（喫煙やメモを書き残すなど）を過ごす。それが終わると、手錠、目隠しをされてカーテンの奥へと入る。入ると執行官が待っていて、一人が首に縄をかけ、一人が暴れて身体に傷がつかないようにひざを縛る。そして3人が同時に3つあるスイッチのボタンを押すと床が開き、死刑囚は下に一瞬のうちに落ちて首が絞まる。下に落ちると、首が絞められて暴れるのを防ぐためと、糞尿を撒き散らすのを防ぐために刑務官が一人いて、死刑囚を抱きとめる。首を絞められた死刑囚は窒息から来る激しいけいれんを起こし、両手両足がばらばらに動く。反射的に、吸うことのかなわなくなった空気を求めるように胸部が激しくふくれ、またしばむ。やがて頭ががくっと折れ、眼球が飛び出して鼻血が吹き出すこともある。心臓停止までは14分という長い時間がかかり、死刑囚・刑務官ともに長く苦しむことになる。この凄惨な非日常的な光景は、日本で実際に行われていることなのである。

このような流れで死刑は執行される。通常は午前10時に執行が行われ、死刑の執行に関わった刑務官たちは手当をもらい、その日は帰宅することができる。

なお、死刑執行後、死刑囚の家族には執行された事が連絡されるが、24時間以内に申し出れば死刑囚の遺体を引き取ることができる。しかし、引き取りに来る家族の割合は執行された人数の5%程度ととても少ない。また、遺体は返してもらえないもの、死刑囚が死刑確定後に書いた日記などは返却されない。

## 6 世界の死刑

資料が非常に丁寧で信頼性が高いと定評のある、アムネスティ・インターナショナルの調査によると、世界の死刑廃止国は117カ国にも上り、78カ国が死刑を存置しているとされている。また、先進国とされている国の中で、死刑を行っている国は日本とアメリカだけであるというのも注目すべき点である。以上の点から考えると、世界で死刑は廃止の方向に向かっていると考えることもでき

る。そこで、大まかではあるが世界の地域別の死刑の存廃などについて調べてみた。

### 6 - 1 アジア

日本が所属するアジアではほとんどの地域で死刑を行っている。実に68%の国、人口比率ではなんと98%という極めて高いパーセンテージに上がる。なぜこれほど高いパーセンテージに上がるのかというと次の3つの理由が挙げられる。まず、イスラム教や仏教がアジアの国で多く浸透していることである。インドネシア、マレーシア、日本がその例だが、イスラム教や仏教の人たちは、死刑にあまり嫌悪感を持たないようである。イスラム教が浸透している国で死刑が事実上廃止、または完全廃止されている国はブルネイ、モルディブ、ブータン、東チモールであるが、いずれの国も人口が少ないために死刑が廃止されていると推測されている。次に、社会主義政権や軍事国家の国があるということで、中国やベトナム、そして北朝鮮が当てはまり、このような政権の国は死刑に対して積極的であるという傾向がある。そして、人口1億人以上の巨大な国が多いのもパーセンテージを上げる要因のひとつである。これには、中国、日本、インドが当てはまる。

このようにアジアでは死刑存置の国が多いが、カンボジアとネパールでは近年死刑が廃止された。両国とも王制になったのが原因といわれている。

なお、中国、韓国、マレーシア、シンガポール、タイでは、麻薬や向精神薬の取引をただけで死刑が宣告されることがあるなど、薬物の取引に対してとても厳しい。これは日本や、アメリカ、ヨーロッパといった他の地域ではみられない特徴である。

### 6 - 2 アメリカ

アメリカ合衆国では州によって法律が異なるため、死刑が行われているか廃止されているかはそれぞれの州で違いがあるが、死刑を行っている州は死刑を廃止した州の約3倍と、多くの州が死刑を行っている。

しかし、この死刑に関しては問題点も多い。まず、人種、性差別の問題である。アメリカの全人口に対する黒人の割合は12%だが、死刑を受ける

囚人の中では黒人の割合は34%にも上る。これは、白人の陪審員が多いからではないかといわれている。

性差別の問題点として、女性死刑囚に対する死刑執行率が極めて低いため、性差別ではないかとの疑問の声も出ている。

また、アメリカの刑務所は日本と比べると自由度が高いため、死刑囚の自殺が多いのも問題点となっている。

冤罪もアメリカでは多く、死刑囚の全体の2%が冤罪として釈放されており、無実のまま死刑が執行されてしまった死刑囚もいるのではないかといわれている。

このように、アメリカの死刑はさまざまな問題点を抱えているが、それでも死刑が廃止されないのは多くの民意が死刑を望んでいるためである。しかし、死刑廃止の動きもまったくないというわけではなく、死刑が廃止されている州の方が、死刑が行われている州よりも殺人率が低いというデータや、熱心なクリスチャンが多いなどということから、死刑廃止運動も盛んになってきている。

### 6 - 3 ヨーロッパ

ほとんどの国が死刑をすでに廃止しており、世界で死刑廃止がもっとも進んでいる地域がヨーロッパである。特にEU加盟国は全世界での死刑廃止を求めていることも特徴である。

死刑がないどころか国によっては犯罪者に対する待遇がとてよく、刑務所ではTV付個室でカギはなく、とても自由度が高い。もちろんこのような刑務所には批判もあるが、さまざまなことができるため、出所後の就労率が高いという結果も出てきており、ヨーロッパではこのような刑務所がスタンダードな形となりつつある。

死刑廃止の声が多いヨーロッパの中で、フランスでは国民全体の42%という半数近くの人が死刑復活を望んでいるというデータも出てきている。フランスでは終身刑の制度がとられているが、やはり終身刑の方が死刑よりも残虐であるという意見があり、無期懲役囚からも「火にじわじわと焼かれるなら、今すぐ死刑になった方がいい」という、延々と続く刑務所暮らしを火あぶりに例えた声も出てきている。しかし、力を持つ高学歴層が

死刑復活に反対しているため、死刑復活の道は厳しいと見られている。

### 6 - 4 世界の死刑の処刑方法

日本では死刑の執行方法は絞首刑であると決められているが、外国ではさまざまな処刑方法がとられている。日本と同じ絞首刑はエジプト、ヨルダン、パキスタン、シンガポールなどである。致死薬の入った注射を打つ刑が中国、タイ、グアテマラ、アメリカの18州で行われている。アメリカの14州では電気処刑という、いわゆる電気イスによる処刑方法がとられている。銃殺刑は北朝鮮、中国、台湾、ウズベキスタン、ベトナム、ソマリアなどで行われている。また、古代的なものとして、サウジアラビアの斬首刑、アフガニスタンとイランの石打ち刑がある。

アメリカでは州によって死刑の処刑方法がまったく違うのが特徴であり、注射刑が18州、電気イス刑14州、ガス殺刑7州、絞首刑4州、銃殺刑2州（複数の死刑方法を取っている州あり。廃止は14州）である。

この通りアメリカでは注射による死刑が一番多いが、注射の中身の一例を挙げると、テキサス州ではチオベンタール・ナトリウム（睡眠薬）、臭化バンクロニウム（筋肉を弛緩させ肺の機能を停止させる）、塩化カリウム（心臓停止薬）を混合した液を注射している。

電気イスは木製のイスに革のベルトがついており、これで四肢を拘束する。そして、散髪させた頭頂部と左足に湿らせた銅の電極が当てられ、2500ボルトの電流を流す。なぜ左足に電極を付けるのかというと、電流を心臓に直撃させるためである。

ガス殺刑は、気密室のイスに死刑囚を座らせて、シアン化ガスを室内に放出させて絶命させる。

## 7 死刑囚の1日と生活

日本の死刑囚の基本的な1日の流れは、7時起床、7時15分点検、7時25分朝食、11時50分昼食、16時20分夕食、16時40分点検、そして21時に就寝である。なお、休日の起床は30分遅くなっている（就寝時間は同じ）。食事を9時間のうちに3食とも済ませなくてはならないスケジュールは、体に

とって大変厳しいものである。このように死刑囚の1日というのは単純な日々の繰り返しであるのだが、将棋の貸し出し、ビデオ視聴（主に映画、月2回）、短歌・俳句の作成などができる。

単調な日々とはいっても、死刑囚は毎日死刑執行の恐怖に怯えて暮らさなければならない。朝、刑務官が自分の独房の前に立ったら最後で、家族との最期の別れも許されずに死刑執行の場へと容赦なく連行されるのである。朝刑務官が立っていても、わずか24時間の猶予が与えられたのみで、次の日の朝刑務官が立っていればそこで終わりなのである。死刑確定から執行までの平均は7年なので、確定から7年近くになると、毎朝、怯える生活が続くのである。執行が決まってしまうと死刑囚は何も訴えることはできないのである。

死刑が確定すると、家族以外とは面会ができなくなり、友人やジャーナリストなどとの交流は不可能になる。また、家族であっても面会や文通が制限される場合もある。そもそも死刑囚は親族たちから絶縁されてしまうケースが多く、誰も面会に来てくれなくて死刑確定後、外の誰とも話すことなく執行されていく死刑囚もいる。面会に来てくれる人がいても拘置所は、死刑囚に死刑を受け入れてもらい、心情の安定を図るという名目を使い、なかなか面会を認めないことも多い。

死刑囚が生活する独居房は、床面積は5平方メートル程あるものの、流し台、トイレなどが取り付けてある他、寝具、机、房内所持品が置かれているため、動けるスペースはほとんどない。冷房設備は全ての拘置所になく、暖房設備も一部の拘置所にしかないため夏はあせも、冬はしもやけとの闘いになる。

独居房の外での運動は、夏は週3回、冬は週3回それぞれ30分程度行うことができる。死刑囚は運動も独りで行う。しかも運動用具は縄跳びだけで、2メートル×5メートルの狭い空間で運動を行わなければならない。

入浴は夏に週3回、冬は週2回行うことができる。しかし、制限時間は衣類の着脱を含めて15分程度ととても短い。

このように死刑囚の行動や食事は限られてしまうため、運動不足、栄養不足、そして身体の障害が起こる危険性が高い。特に食事では生野菜が出

されないため、どうしてもビタミン不足になってしまう。自分で果物などを買って補うことも可能ではあるが、お金がない人はそれもできない。主な障害として、腰痛、虫歯、視力減退、拘禁ノイローゼなどにもなってしまう。

このようなことから病気や障害にかかってしまうことが多いが、病院へと移送されることはめったにない。彼らは死刑によって近いうちに死する運命ではあるが、人権を侵害されていると言わざるを得ない環境であると言えよう。

## 8 刑務官から見た「死刑」

### 8 - 1 刑務官

罪を犯した者が「被告」から「死刑囚」となってから最も多くの時間を接し、死刑囚と最も身近に接するのは刑務官である。拘置所に入所してから毎日の生活をともにしているという言い方もできる。そのため刑務官はどうしても死刑囚に同情心を持ってしまうため、死刑執行を余計に後味の悪いものへと変えてしまう。死刑囚たちの生い立った境遇などを知ってしまうためであるが、そのような事を知ると刑務官たちは、根っからの悪人などこの世にいないと思うようになる。刑務官も死刑囚も同じ人間である。

刑務官の服務規定に、「死刑の執行をする」という項目はない。多くの有望で正義感の強い若者たちが、犯罪者の矯正教育という、地味ではあるが、罪を犯して服役する受刑者に、真の人間性を回復させて社会へ復帰させるという情熱を持って刑務官という仕事を選んでいる。もちろんそのような事も刑務官が実際に行っている仕事ではあるが、彼らは刑務官になると想像以上の激務である仕事を命じられる。それは、死刑囚舎房の看守役や、死刑執行の言い渡し、執行のために独房から死刑囚を呼び出したり連行する警備の役、そして誰もがやりたくない死刑執行の役である。

死刑囚とは治療ではもうどうすることもできない病人と同じであるという例えがある。どう手を尽くしても回復の見込みがなく、死ぬと決まっている病人の看護、治療にあたる医師、看護師は辛い仕事に当たるのである。それと死刑囚を看る刑務官というのはとても似ているということである。しかも、人間の多くは年老いて何らかの病気にか



かって死ぬということがほとんどであり、ある意味では病院で病死するのは若い頃から納得していて、しょうがないと割り切れる部分もあるかもしれないが、死刑囚の多くはまだ若く、外の世界に出れば違った形での謝罪を含め、何らかの可能性があるのではないかと思わせる人間が多いのである。実際、死刑確定後に、それまでの悪人ぶりからは想像がつかないほど改心し、短歌が上達したり、自分が犯した罪を後悔・懺悔し、外に出れば僧侶にでもなれるのではないだろうかという死刑囚も多い。このように改心していく姿を毎日見ているにもかかわらず、自らの手で刑を執行し殺してしまうというのだから、刑務官の心情は察するものがある。

犯罪者の人間性回復と社会復帰ということに情熱を持って刑務官になってみると、待っていたのは死刑囚の看守と執行という、ある意味全く逆の仕事である。そのような仕事も覚悟して刑務官になった者も多いが、そうでない者はあまりにも思いがけなくて、人生観が変わってしまったという刑務官もいるのが実態である。

#### 8 - 2 刑務官の目に映る死刑まで関わる人々

罪を犯した者が警察により捕まり裁判にかけられてから、死刑を求刑した検事、死刑の判決を下した裁判官、死刑の命令起案書に印鑑を連ねた官僚や大臣たちといった、死刑執行が確定するまでに関わる人の数は多いときには100人を超える。しかしこれらの人たちは、死刑囚を担当する刑務官から見れば、まったく死刑には関わっていないと思ってしまう。なぜなら、検事や裁判官たちは、死刑執行の現場には決して立ち入らないからである。もちろん上で述べたように、死刑執行の判を押す大臣の中には心を痛め、神経質になってしまう人もたくさんいるのだが、それでも刑務官から見ればそれらは甘いものと映る。それだけ死刑の現場というものは壮絶で凄惨なものなのである。テレビで全てを知っているような顔をして、偉そうに死刑の議論を交わすなど論外である。

#### 8 - 3 いくつかあるかわからない死刑

死刑の執行はこれもすでに述べたとおり、法務大臣の命令によって執行される。それがいつなの

かは、死刑囚はもちろん、刑務官さえわからない。死刑囚はいつかわからない死刑におびえるというのは、違う刑を受けているのと同じだが、そのような刑を受ける罪を犯してしまったのだから、自業自得であるといえるかもしれない。しかし、そのような姿を毎日見る刑務官のストレス、罪悪感というものは相当なものなのである。そのようなストレスは刑務官たちの体を蝕んでしまい、白髪が増える、胃潰瘍を患う、うつ病になる、あげくの果てには自殺未遂をする刑務官も出てきている。肉体的、そしてあまりにも大きい精神的な負担から、基本的な任期である2年を待たずして配置換えとなった刑務官も数多くいる。

#### 8 - 4 執行

死刑執行時の刑務官の人員は、連行担当が5名、通路警備と各要所の警備であわせて5名、執行される部屋では、刑場2階（2階から1階に死刑囚の首を絞め落とす）に3名、執行ボタンを押すのが3名、1階に2名、そして出入り口警備に2名という大人数である。毎回これだけの人数と決まっているわけではなく、激しく抵抗することが予測される死刑囚の場合はさらに人数を増やすなど、死刑囚によって変化する。連行や執行ボタンを押すといった、誰もが避けたい役割は、10年以上のキャリアを持つ刑務官がローテーションで行っている拘置所が多い。しかしどの役割でも慣れるものではなく、刑務官は苦悩している。

#### 8 - 5 刑務官から見た裁判

刑務官から見た裁判というものは、決して公平公正の場ではない。なぜなら、裁判官というものは育ちのよいエリートがほとんどであり、挫折を知らない。そのため、勉強する能力は非常に優秀であるが、人間の本性を見抜く訓練というものはされていない。庶民やアウトローの心などわからないし、悪賢い者にはあっさり騙されてしまう。その点刑務官は罪を犯したさまざまな人間と一番の近距離で接しているため、人の本性を見抜く能力に長けている。

また、エリート裁判官たちが、犯人だけでなく、警察や検察の調書、さらには弁護士の巧みな弁論に騙されている姿も刑務官たちは見ている。冤罪

もあれば、逆に真犯人に無実を言い渡したり、動機の認定ミスなどのミスジャッジはとて多し。これが日本の裁判の現実である。冤罪は痴漢などの軽微な犯罪だけではなく、死刑判決が出るような凶悪事件にも間違いなく起きている。

本来裁判で裁判官たちに期待されることは、有罪か無罪かの正しい審判を下すことである。しかし、裁判官の多くは量刑の加減に注意を払わずでしまい、正しい審判が下せていないということが大きな問題である。

## 9 最後に

死刑とは愚かな刑であるのは間違いないであろう。人を殺した者を国家が殺すのだが、国家といっても死刑囚に直接執行を下すのは一般の人間と何ら変わりのない、同じ人間である。絞首刑でも銃殺刑でも致死薬注射刑でも、人間が同じ人間を殺すのである。許されるものなのかと疑問に感じる。また、述べてきた通り刑務官の苦しみは計り知れないものがあり、死刑によって傷つく人間がさらに増えることになってしまう。とはいえ、死刑を廃止すべきであるとは容易には言えない。やはり被害者の遺族の感情は収まるものではない。仇討ちというのは世界中で大昔から行われていることであり、人間は愛する者が奪われて何も感情が沸かないということはある。もし自分も被害者遺族になれば必ずといっていいほど死刑を支持するであろう。人を殺した者に同情する何らかの背景や事情があったとしても、過失以外で人を殺してしまった者に同情するわけにはいかないであろう。

死刑にはメリット・デメリットともに多数あるが、国民全員がもっと関心を高めていかなければならない事項である。

## 参考文献

大塚公子, 1988, 死刑執行人の苦悩, 角川書店  
 大塚公子, 1996, 死刑囚の最後の瞬間, 角川書店  
 菊田幸一, 1993, 死刑廃止を考える, 岩波書店  
 坂本敏夫, 2006, 元刑務官が明かす死刑のすべて, 文藝春秋社  
 年報・死刑廃止編集委員会, 2007, 年報・死刑廃止2007, インパクト出版会

村野薫, 2006, 死刑はこうして執行される, 講談社

法源・世論調査と死刑に関する若干の考察<http://www.hogen.org/research/paper/capitalpunishment/index.html>

死刑の現状<http://www.alpha-net.ne.jp/users2/knight9/sikei.htm>

死刑の現場とは<http://luxemburg.exblog.jp/4219915>  
 死刑とは<http://d.hatena.ne.jp/keyword/%BB%E0%B7%BA>

死刑廃止と死刑存置の考察<http://www.geocities.jp/aphros67/indexs.htm>

刑部<http://www.geocities.jp/waramoon2000/iken.html>  
 隠されている日本の死刑<http://www.jca.apc.org/sto-p-shikei/epamph/dpinjapan.html>

ウィキペディア 死刑<http://ja.wikipedia.org/wiki/%E6%AD%BB%E5%88%91>

JANJAN<http://www.news.janjan.jp/world/0702/0702049395/1.php>